

一般社団法人日本建築学会東北支部秋田支所規約

- 第1条 この支所は一般社団法人日本建築学会東北支部秋田支所という。
- 第2条 この支所の事務所は秋田県内におく。
- 第3条 この支所は秋田県内に在住する一般社団法人日本建築学会会員をもって構成する。
- 第4条 一般社団法人日本建築学会の定款、同一般規則及び東北支部規程に規定する目的ならびに事業に準拠して地域的に必要な事業を行い、広くこの会の使命の達成に協力することをもって目的とする。
- 第5条 この支部に次の役員を置く。
支所長 1名
幹事 12名以内
その他、必要に応じて監事をおく
支所長は支所を代表して会務を掌理し、会議の議長となる。幹事は支所長を補佐して会務に当たる。
監事は役員会に出席することができる。ただし議決には加わらない。
- 第6条 支所長は秋田県内在住の正会員の中から支部役員会の承認を得て支部長が委嘱する。また幹事及び監事は支所長が委嘱する。
- 第7条 支所長、幹事及び監事の任期は2年とし、4月1日にはじまり翌年の3月31日までとする。但し留任を妨げない。補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 役員任期満了後も後任者の就任まで引き続きその職務を行うものとする。
- 第9条 役員に欠員が生じたときは、第6条に準じて補充する。
- 第10条 この支所の運営のため役員会を開催する。また役員会において必要と認めるときには総会を開くことができる。役員会をもってこの支所の議決執行機関とする。役員会は支所長及び幹事をもって構成する。
- 第11条 役員会は支所長が必要と認めるとき召集して開く。
- 第12条 役員会の議決は出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 第13条 この支所の経費は次の収入で支弁する。
(1) 支部よりの交付金
(2) 寄付金
(3) その他の収入
- 第14条 この支所の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第15条 支所は次年度の予算と前年度の事業並びに決算報告書を支部の求める日程に合わせ提出しなければならない。
- 第16条 支所長は支部の役員会に出席して意見を述べることができる。
- (補則) この規約で特に明示のない事項はすべて一般社団法人日本建築学会定款規約および東北支部規程に準拠するものとする。

改正 2013 年 2 月 26 日